

ヒアリング内容にかかる回答について

全国都市教育長協議会

会長 馬場 豊子

【閣議決定内容（博物館の所管選択）についての見解】

地方公共団体の長が博物館を所管することが可能になれば、教育以外の政策分野との連携が強まることなどでの多角的な視野から、より時代の要請に応えることができ、また多様な機能を持つことで、地域の歴史と観光の一体的推進や地域活性化、利用者本位で満足度の高いサービス提供などにつなげられる可能性が期待できる。

しかしながら、博物館法に定める歴史資料の収集・保管・調査・研究や学校現場との連携といった、博物館としての基本業務の優先度が低下しかねないこと、専門性や政治的中立性の担保などが危惧される。

そのような観点からも、博物館を含めた社会教育施設全般においては、審議会等の外部機関の設置や活用、また議会の関与の在り方など、博物館あるいは社会教育施設としての基本業務の優先度や専門性・政治的中立性をしっかり担保する方法を熟慮する必要があると考える。

【社会教育施設の所管を選択する場合のメリット・デメリット】

社会教育施設の所管を選択することによって市長部局が所管するとなっても、社会教育施設の意義からも、引き続き、政治的中立性や生涯学習・社会教育の継続、学校教育との連携が担保できるかどうか肝要であると考えます。各自治体においても担保できる実情や状況が異なるので、各自治体において詳細な検討のうえ選択することが望ましい。

○公民館

公民館は地域課題の解決や、地域活性化、コミュニティの醸成、地域課題解決のための学びの提供など、住民主体の活動を基本とする社会教育施設としての機能が求められる。

市長部局に地域コミュニティに関する部局が設置されている自治体もあることから、現在、公民館は、コミュニティセンター・ふれあいセンターなどの名称で市長部局へ移管されたり、あるいは、事務委任・補助執行となっている自治体も少なくない。そのような自治体の場合、教育以外の政策分野との連携や、命令系統の統一が図れるなどのメリットがあげられる。また、事務委任・補助執行ではなく市長部局へ移管される場合、意思決定が簡素化されるなどにより迅速な対応が可能となる。

しかしながら、デメリットとして、選択制により市長部局所管となる場合、教育以外の政策分野との連携が強まることで、社会教育施設としての理念が薄れ、地域課題解決のための学びの提供の実施がおろそかになりなるなど、カルチャースクールや貸館業務が中心となるような、社会教育施設の位置づけから乖離しかねない懸念がある。

○図書館

メリットについては、公民館同様、教育以外の政策分野との連携や、命令系統の統一が図れることなどがあげられる。例えば、観光や福祉の分野など、教育以外の分野の専門図書館を作りやすくなるなど、より細やかな社会のニーズにも応えやすくなることなども考えられる。

デメリットとしては、現在図書館はとりわけ学校・学校図書館との関連や繋がりが強いが、選択制により市長部局所管となる場合、地方公共団体の長によって総合行政を志向する中で、逆にその関連や繋がりが薄まりかねないなど、図書館機能の教育的理念が崩れかねないなどの懸念がある。

※博物館およびデメリットを担保する仕組みについては「閣議決定
内容についての見解」のとおり

資料7 (参考資料)

	閣議決定(博物館所管選択)について			公民館			図書館		
	メリット・意見	デメリット	解決手法	メリット	デメリット	解決手法	メリット	デメリット	解決手法
A市	時代の要請に沿った施設運営を行うことと意識すれば、地方公共団体の長、教育委員会のいずれが、博物館、図書館、公民館等の社会教育施設を所管したとしても、大きな影響はないものと考ええる。			同左			同左		
B市	今後さらに学校教育と社会教育の関係を強化し、主著部局と教育委員会が力を合わせて地域の子供たちの健全育成を図ることを前提としたうえで、社会教育施設の所管を選択制とすることは、住民の主体的な参画のもと、地域の力を結集し、地域の実情に応じた新しい地域づくりを進めるために大変有効であると考ええる。			同左			同左		
C市	地域の活性化やまちづくり、地域福祉や防災の充実など、幅広い行政の施策推進が図れるという観点から、意義はあると考えている。 ○県中央都市圏4市2町による考古資料展示会を共同で開催するなど、市の広域連携施策に対応した事業を迅速に展開できている。	社会教育施設を持つ学びの場・人づくりの場としての機能の低下や、より幅広い役割を担うことになる施設職員の業務負担の増大が懸念される。(各都市の実情や状況に応じて検討していくことが望ましい。)			C市の地区公民館は概ね小学校区単位で設置されており、古くから相互扶助の精神を受け継ぎ、「地域主導による運営」、「ボランティアの参画」、「運営費等の地元負担」という特徴を持つ、C方式と呼ばれる運営方式を採用している。 また公民館は、学びの交流拠点であるとともに、地域づくりの実践の場としての期待が高まっており、本市においては従来から歴史・伝統・文化や福祉・健康・防災など、地域課題解決に向けた取組みを既の実施するとともに、地域の活性化、コミュニティ情勢に貢献していることから、現時点では市長部局への移管は考えていない。			教育施設として教育委員会が直接、4つの図書館の特色を生かした運営をそれぞれ行っており、レファレンス機能の充実などの専門性を確保しながら血の交流拠点を目指している。さらには、子どもの読書活動の推進や、学校図書への支援、学校司書の研修支援などを行うにあたり、地域や学校との連携を推進していることから、市長部局への移管は考えていない。	
D市	今後、想定される人口減少や公共施設の老朽化への対応を考えると、社会教育施設についても、単機能的な公共施設の運用には限界があると考ええる。大規模な自治体では、引き続き、一定規模の専門性が高い施設を設置することは可能であろうが、中小の自治体では、施設の効率的な活用や再配置・再整備を考えざるを得ない。 このような状況においては、地域社会のニーズに沿った展開が可能となる、社会教育施設の所管選択性について、原則賛成すべきと考ええる。 博物館の観光施設としての展開や公民館へのミニ支所機能の追加などは、教育委員会と市長部局の垣根を越えて、利用者本位で満足度の高いサービス提供につながる可能性がある。 分野横断的な事業を一体的な施策の下で展開することが可能となる点にある。 事務委任、補助執行との比較については、所管を一体化することで、これらの仕組みより、手続きや意思決定が簡素かつ迅速に行われるとともに、事業運営上の判断も統一的な視点から効果的に行うことができると考える。	専門性や政治的中立性の低下が考えられる。	審議会等の外部機関の活用や議会の関与の担保等が考えられる。	同左	同左	同左	同左	同左	同左
E市	現に市長部局のため未回答						地方公共団体の一組織であり、これからの図書館の役割として、市民生活の向上・充実、地域の活性化、地域の振興などが期待され、持続的に地域を活性化できるような拠点施設となりうることから、地方公共団体を統轄する長が所管することで、地域活性化やまちづくりなど市の政策をダイレクトに反映できるかもしれない。	地方公共団体の長が図書館を所管することが可能とすることについては、図書館法や図書館の設置及び運営上の望ましい基準等を踏まえ、図書館サービスを実施することの確保と資料整備の政治的中立性の担保することの2点が判断基準となると考える。 デメリットとして、①資料の整備が政治的中立性を保てず、首長の考えに偏る恐れがないとは言えないこと、②資料整備が、財政状況によって著しく減とならないのか、今後も、資料整備費は十分確保されるのか、③学校・学校図書館との連携・支援が円滑にできるのか、④指定管理者制度導入への直結ではないのか等が危惧される。 以上のことから考えるに、やはり、何より、公立図書館は、学校・学校図書館との関連が強いこと、政治的に中立な資料整備が求められることなどから、選択制は難しいと考える。	

	閣議決定（博物館所管選択）について			公民館			図書館			
	メリット・意見	デメリット	解決手法	メリット	デメリット	解決手法	メリット	デメリット	解決手法	
F市		他の部局に所管替されることで、博物館法に定める歴史資料の収集・保管・調査・研究や学校現場との連携といった、博物館としての基本業務の優先度が低下するのではないか。			住民の学ぶ権利を保障する場としての機能や、住民主体の活動を基本とする社会教育施設としての理念が維持できなくなる可能性があると考えられる。公民館の理念が失われると、地域課題を解決するための学習機会の提供や、地域コミュニティの活性化につながるような事業の実施ができなくなり、カルチャースクール化や貸館業務中心の施設になることも懸念される。			地方公共団体が公の施設を設置した場合に、すべて長の所管となるものではない。 図書館が社会教育施設として位置づけられるのであれば、それは教育委員会の所管に属するものである。 公の施設を設置した場合、その管理運営を地方公共団体のいずれの執行機関の所管に属させるかは、当該公の施設の設置目的及びそこで実施しようとする事業の内容によって決定されるべきである。 一定の教育目的を有する教育機関として設置されたものであれば、その管理及び運営は教育委員会の執行権限に属すると解すべきである。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定により、図書館の管理権限が教育委員会にあることも明白である以上、図書館法上の図書館に関する管理上必要な規程は、教育委員会規則として定めることになる。 デメリットとして、地方公共団体の長によって総合行政を志向する中で社会教育施設の所管選択がされた場合に、教育委員会の行うべき生涯学習ないし社会教育の範囲が一層狭くなることと考える。		
G県	現在、図書館・博物館には、社会教育法に基づく図書館法や、博物館法に規定される以外の市民の文化活動等の活用が問われている。図書館、博物館を拠点とする地域の文化センターの役割、地域の歴史と観光の一体的推進、コンサート等の図書館・博物館での開催など文化振興、観光振興等、地域の歴史等に関する生涯学習等を含み、多様な機能を持つ施設と位置付けることが必要であるため、選択制ではなく、関係法の改正と市長部局への移管が適切と判断している。				現在の社会教育法に規定される公民館では、街づくりの拠点としての機能の拡大は困難である。市長部局の地域振興、観光部局と連携し、生涯学習推進の機能も含めた上での「コミュニティセンター」とし、選択制ではなく、関係法の改正と知事部局への移管が妥当と考える。			博物館と同じ		
H市	地域の活性化や観光の推進などの効果も見込めることから、各地方公共団体のまちづくりの観点から、博物館の所管を各地方公共団体の判断で選択することは差し支えないものと考えている。なお、県と市の共同である歴史文化博物館は市長が管理している。	なし		本市では、教育委員会が所管する地区公民館を、より地域住民の連帯意識の高揚に資するため、市長部局が所管する公の施設であるふれあいセンターへ移行しているところである。 運営は地域住民等により組織される団体などの指定管理制度となっており、公の施設として地域のニーズに応えることができ、弾力的な運営ができることから、地域住民が使いやすくなるというメリットがあげられる。 また、本市では教育委員会に社会教育主事を配置していること、大型公民館で人権のような現代的課題をテーマとした社会教育的講座など各種講座の充実を図っていることから、デメリットはないと考える。	なし			図書館については、現在本市では教育委員会で所管しているが、その性質上、博物館同様に、地域の活性化などの効果も見込めることから、各地方公共団体のまちづくりの観点から、図書館の所管を各地方公共団体の判断で選択することは差し支えないものと考えている。	なし	
I市	社会教育施設（博物館、図書館、公民館等）の所管の選択制については、地方自治体にとっては、地域の実情に応じて選択の幅が広がるものであり、地方分権を推進する見地からすると、概ね望ましいことと考える。 ただし、首長の下での管理を実施するためには、教育の政治的中立性の確保、学校教育、生涯学習との継続的かつ一体的運営体制などの面から、地方自治体ごとに詳細な検討が行われるべきものであり、施設本来の意義が損なわれないよう十分な配慮が必要と思われる。		同左			同左				
J市	博物館がないため未回答			社会教育施設の所管選択性を導入し、公立公民館等を市長部局所管とした場合、現行（補助執行）における教育委員会側のデメリットが改善され、人事事務の軽減や法令部署との連携強化を期待できる。 まちづくり活動拠点としての位置づけを明確にでき、まちづくりのための学習機能を公民館講座等で補完することで、地域課題解決が図られる仕組みができ、より地域に密着したまちづくりが推進される。 市長部局に所管することで、部局内の専門分野との連携が今まで以上にすすむ。（従来は、全て公民館が様々な企画・運営を行ってきたが、企画等に対し、部局内の調整で事務の軽減が図られ、他の同地区内の公共施設との連携も容易になる。） 公民館等に新たな行政サービスの提供ができ、市民サービスの向上につながる。（複合サービス） 法令等の改正によっては、人事業務の重複化が避けられる。	なし		社会教育施設の所管選択性を導入し、公立図書館を市長部局所管とした場合、大きな変化はないが、教育以外の政策分野との連携の可能性が広がることが期待される。 所管を市長部局とした場合、例えば、観光や福祉の分野など、教育以外の分野に特化した専門図書館をつくりやすくなるなど、教育以外の政策分野との連携の可能性が広がる。 また、民間企業との連携も、より円滑に進めることができる。	なし		